

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和4年度 不動産鑑定評価業務(徳島県西部地区)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和4年6月13日	株式会社祐和不動産鑑定士事務所 徳島市川内町平石夷野176	6480001008162	本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	177,100	177,100	100.00%		単価契約 予定調達総額 1,100,000円
令和4年度 不動産鑑定評価業務(徳島県南部地区)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和4年6月13日	株式会社祐和不動産鑑定士事務所 徳島市川内町平石夷野176	6480001008162	本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	177,100	177,100	100.00%		単価契約 予定調達総額 2,420,000円
令和4年度 不動産鑑定評価業務(大洲市の河川事業)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所長 松山 芳士 大洲市中村210	令和4年6月13日	株式会社ケンホームズ 松山市三番町4-11-6	6500001001544	本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	177,100	177,100	100.00%		単価契約 予定調達総額 1,831,500円
令和4年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 福田 勝之 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	令和4年6月14日	土地家屋調査士法人コクド 寝屋川市木田町3-26-105	6120005014424	本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	2,166,299.3	2,140,724	98.82%		単価契約 予定調達総額 2,166,299円
令和4年度 土地借地料(仁井田地区ブロック製作ヤード)(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 多田 直人 高知県高知市六泉寺町96-7	令和4年6月1日	住友大阪セメント株式会社 四国支店 高松市丸の内4-4 四国通商ビル6F		本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,174,838	1,174,838	100.00%		
令和4年度 不動産鑑定評価業務(高知市外の河川事業)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所長 多田 直人 高知県高知市六泉寺町96-7	令和4年6月24日	小坂評価システム 高知県高知市愛宕山67-1 アルファステイツ愛宕山1207		本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	177,100	177,100	100.00%		単価契約 予定調達総額 1,430,000円
令和4年度 地域連携事業運営記録等作業	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 田中 元幸 高知県四万十市右山2033-14	令和4年6月13日	株式会社建設環境研究所 高松市松島町1-13-10	4013301013608	本件は、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	6,072,000	6,072,000	100.00%		
のいち国道橋架設における国道55号通行止めに関する新聞広告掲載作業	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 岡本 雅之 高知県高知市江陽町2-2	令和4年6月27日	(株)高知新聞社 営業局 高知市本町3-2-15		本件は、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号口の規定に基づき随意契約を行うものである。	1,006,500	1,006,500	100.00%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。